

議

長 休憩を解いて再開します。

(16時15分)

休憩中に井上栄一君より発議書が提出されました。所定の賛成者がありますので、成立します。

お諮りいたします。提出されました発議を日程に追加し、追加日程第1「発議第1号松田町議会の個人情報の保護に関する条例」について、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いします。

事務局より発議第1号を配付させます。

(発議書配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議

長 追加日程第1「発議第1号松田町議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6 番 井 上

上 それでは、発議第1号を朗読させていただきます。

発議第1号松田町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月13日提出。提出者、松田町議会議員 井上栄一。賛成者、松田町議会議員 古谷星エ人、松田町議会議員 内田晃、松田町議会議員 平野由里子、松田町議会議員 田代実、松田町議会議員 南雲まさ子、松田町議会議員 中野博、松田町議会議員 齋藤永、松田町議会議員 大館秀孝。

提案理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報保護法が改正されたが、改正後の個人情報保護法では議会は適用除外となることから、議会における個人情報の適切な取扱いが確保されるよう本条例の制定を提案するものです。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長 提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。
(「なし」の声あり、「説明」の声あり)

説明をお願いします。

6 番 井 上 それではですね、発議第1号松田町議会の個人情報の保護に関する条例の説明をいたします。

個人情報保護法が改正されたところですが、改正法施行後においても議会における個人情報の適切な取扱いが引き続き確保されるよう対応を図る必要がございます。そこで、条例ですね、1ページをおめくりください。目次といたしまして、条例のですね、大まかな概要を説明をさせていただきます。

第1条、総則でですね、第1条の目的から、定義から、第3条のですね、議会の責務ということで、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章というですね、6章立てでございます。

第6章ではですね、罰則ということで、条例のですね、第54条から58条の中で罰則を規定をしております。ここの罰則規定につきましては、情報漏えいをした場合のですね、量刑と秩序罰ということで、こういったですね、行政刑罰の関係は、横浜地方検察庁とですね、協議をするということになっておりますので、この横浜地方検察庁との協議をですね、3月7日付で完了をしております。

最後にですね、附則でございます。施行期日、一番最後の30ページをですね、見ていただきまして、附則で施行期日、この条例はですね、令和5年4月1日から施行するということとなっております。

以上で提出に当たっての説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いをいたします。

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。
(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第1号松田町議会の個人情報の保護に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。